

阿南工業高等専門学校の内質保証に関する規則

(令和7年6月23日)

(規則第 23 号)

(趣旨)

第1条 この規則は、阿南工業高等専門学校（以下「本校」という。）の目的の実現のため、本校が行う教育活動を中心とした総合的な活動の状況について、自律的かつ継続的に点検及び評価（以下「自己点検・評価」という。）を行い、その評価結果を改善につなげる。さらにその方法や結果を社会に公表していくことを通じ、継続的に自らの教育の質の保証（以下「内質保証」という。）を実現するための体制等に関し、必要な事項を定める。

(実施体制)

第2条 本校に、内質保証にする業務を統括する責任者として自己点検・評価委員会委員長をもって充てる。

2 本校に、内質保証に関する項目に対する自己点検・評価を実施する担当組織および責任者（以下「担当組織および担当責任者」という。）を置く。

(自己点検・評価)

第3条 担当責任者は別に掲げる項目に係る自己点検・評価を行うものとする。

(実施時期)

第4条 自己点検・評価は、原則として毎年度実施する。ただし、必要に応じて各評価項目の実施時期を変更できるものとする。

(自己点検・評価の結果の報告、活用および公表)

第5条 担当組織は、改善を要する事項があると認められるときは、その改善策及び実施計画を速やかに検討し、自己点検・評価の結果とともに自己点検・評価委員会に報告する。

2 担当責任者は、自己点検・評価の結果を年度計画評価等に有効的に活用するものとする。

3 一定期間の実施状況に基づき、評価・分析した結果をまとめた自己点検・評価報告書を自己点検・評価委員会が作成する。自己点検・評価報告書の作成は3年以内に1回とする。作成した自己点検・評価報告書は本校ホームページ等を通じて、広く社会に向けて公表する。なお、必要により自己点検・評価報告書の作成時期は、自己点検・評価委員会が調整・決定する。

(自己点検・評価委員会における改善等)

第6条 自己点検・評価委員会は、内質保証に関する項目、評価事項、評価基準及び実施頻度の改善に努めるものとする。

2 自己点検・評価委員会は、前項に定めるもののほか、内質保証システム自体への有効性や効率性等に関する意見・改善提案について取りまとめる。意見・改善提案は運営委員会において審議される。

(事務)

第7条 内質保証に関する事務は、学生課の協力を得て総務課において処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、内質保証に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規則は、令和7年6月23日から施行し、令和7年4月1日から適用する。